

平成二十一年七月三日受領
答弁第五九九号

内閣衆質一七一第五九九号

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十一年六月二十二日内閣衆質一七一第五四三号）六についてで述べたとおり、要人の定義は様々であるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四について

先の答弁書（平成二十一年六月二十二日内閣衆質一七一第四九〇号）四から六までについてで述べたとおりである。

五について

外務省において把握している範囲では、お尋ねのような事例は確認されていない。

六について

先の答弁書（平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九〇号）七についてで述べたとおりである。